

子どもセンターについて（児童クラブと児童館の違い）



芽室町めむろ子どもセンター「あいりす」



西小町めむろ子どもセンター「みらい」

「子どもセンター」は、

「放課後児童クラブ」と「児童館」の2つの機能を持ち合わせた複合施設です。

	児童クラブ	児童館
利用要件	就労（放課後の時間帯に保護者が家庭に不在であること）・疾病・障害・介護 等	特になし ※ただし、利用する前日までに登録が必要。
設置目的	子育て応援の場＞子どもの居場所	子育て応援の場＜子どもの居場所
出欠確認	あり（連絡ノート有）	なし
独自の行事	誕生日会 など ※ジュースあり。	高学年の自主組織活動 など ※飲食を伴う行事はなし。
対象	小1～小3	小1～高3
登録料	3,000 円／年	なし

利用要件を満たしているご家庭で低学年（小1～小3）のお子さんは出欠確認があり安心感があるとの理由から、「児童クラブ」を選ばれる方が多いです。また、登録料はかかりますが、飲食を伴う行事があるとの理由から、「児童クラブ」を選ばれる方もいます。

児童クラブと児童館の重複登録はできませんが、年度途中での切り替えは可能です。ただし、登録料の月割計算はないため、いつ入所・退所した場合でも年間登録料がかかります。

※利用できる時間帯は児童クラブ・児童館で変わりありません。ただし、児童クラブを利用できるのは保護者の勤務と通勤に必要な時間に限られます。就労日ではない土曜日等には利用できませんが、正当な事由があると認められる場合は利用できます。（事前に届出をしてください。）

※1日利用の日はお弁当・おやつ持参が必要な点、平日は必要な場合におやつを持参することができる点も児童クラブ・児童館で変わりありません。

※令和9年度の児童館登録は令和9年2月から受付を開始します。

＜問合先＞

めむろ子どもセンター「あいりす」（☎67-0828）

めむろ西子どもセンター「みらい」（☎62-9393）

芽室町役場子育て支援課児童係（☎62-9733）